



被扶養者

# 資格確認調査を実施します

共済組合では、現在認定されている被扶養者の現況や収入等を調査し、適正に扶養要件を満たしているかを確認するため、毎年、資格確認調査を実施しています。

この調査は医療費増高対策ならびに短期給付財政の適正化を目的に行うもので、大変重要な調査となります。

なお、提出期限は**8月2日(月)**までとなっておりますので調査の主旨をご理解いただき、期限までに必ずご提出くださるようご協力をお願いします。**期限までに提出されない場合、認定を取り消すことがありますのでご注意ください。**

提出期限 **令和3年8月2日(月)**

調査対象者 令和3年4月1日現在で  
18歳以上の被扶養者  
(平成15年4月1日以前生まれの被扶養者)

調査方法

調査対象者を扶養する組合員の方へ、7月上旬頃に「被扶養者資格確認届書」を所属所経由でお送りしますので、被扶養者の現況に応じた書類(下記●被扶養者の資格確認に必要な書類参照)を添付し、所属所の共済事務担当課に提出してください。

## 1 扶養認定に関するポイント

| 被扶養者の現在状況                 | 資格確認のポイント   |
|---------------------------|---|
| 学 生                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認定限度額(130万円)以上の収入がありませんか?<br/>→130万円以上の収入があれば、アルバイトでも認定はできません!</li> <li>● 就職して、認定取消の手続きを忘れていませんか?</li> </ul>                           |
| 給与収入のある方                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 雇用条件変更等により認定限度額(130万円)以上の収入がありませんか?</li> <li>● 就職して、認定取消の手続きを忘れていませんか?<br/>→130万円以上の収入の見込みがあれば取消となります!(通勤手当等を含む税金等控除前の総支給額)</li> </ul> |
| 年金受給者                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金受給開始年齢到達、年金額改定等により限度額を超えていませんか?<br/>→限度額を超えた改定月に遡って取消となります! ※障害年金、遺族年金、個人年金、企業年金等も含まれます。</li> </ul>                                  |
| 雇用保険待期中または受給延長中の方         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 雇用保険(日額3,612円以上)を受給していませんか?→もし受給していると遡って取消となります!</li> </ul>  |
| 組合員と別居している方<br>(配偶者・子を除く) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 別居している被扶養者の収入を上回る仕送りをしていませんか?<br/>→収入以上の仕送りが確認できない場合は取消となります!</li> </ul>   |
| 同居が認定要件の方(義父母、おじ・おば等)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在別居していませんか?→同居が条件です。別居は認定取消となります!</li> </ul>  |
| 事業所得のある方                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認定限度額(130万円)以上の収入がありませんか?<br/>→共済組合の扶養認定上の所得は、税法上の所得とは異なり、健康保険法に基づき共済組合が定める必要経費を控除した額となります!</li> </ul>                                 |

P10 Q&Aを参照

P10 Q&Aを参照

注意 役員報酬、配当所得も収入に含みます。

認定限度額  
にご注意ください

公的年金を受給している方

受給中の年金が障害年金である場合  
年間180万円

60歳以上の方  
年間180万円

その他の方  
年間130万円

公的年金を受給していない方

年間130万円

## 2 被扶養者の資格確認に必要な書類

| 対象者                  | 添付していただく書類  |
|----------------------|---|
| 学 生                  | 扶養手当 有 添付書類不要   |
|                      | 扶養手当 無 在学証明書(令和3年4月以降発行のもの)および令和2年分所得証明書                |
| 給与所得者                | 扶養手当 有 添付書類不要   |
|                      | 扶養手当 無 事業主の証明(1年間の収入見込額)または直近3カ月の給与明細(写)および令和2年分所得証明書   |
| 年金受給者                | 扶養手当 有 最新の年金振込通知書(写)または改定通知書(写)等(通帳のコピー不可)              |
|                      | 扶養手当 無 最新の年金振込通知書(写)または改定通知書(写)等(通帳のコピー不可)および令和2年分所得証明書 |
| 事業所得者                | 令和2年分の確定申告書(写)および収支内訳書(写)                               |
| 別居の被扶養者(配偶者および子以外の方) | 過去1年分の仕送りの事実が確認できる通帳(写)または銀行等の自動送金サービス利用の契約書(写)         |

被扶養者が認定要件を満たしていないことが判明した場合、すみやかに認定の取消手続きを行うことになります。調査の主旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いたします。

注意 父母どちらか一方が被扶養者になっている場合、父母双方の収入がわかる書類(上記参照)を提出してください。

※共済組合がマイナンバーを利用した情報連携によって、所得証明書の情報を受け取ることに同意いただける場合、認定を受けようとする方の所得証明書の添付は不要です。